

入札参加資格指名停止措置を行いました

公正取引委員会から独占禁止法に違反するとして告発された中津川市入札参加資格登録業者について、指名停止措置を令和4年4月12日付けで行いましたのでお知らせします。

■資格停止業者及び資格停止の期間

資格停止業者	所在地	資格停止の期間
ナカバヤシ(株) 名古屋支店	名古屋市熱田区 一番二丁目2-6	令和4年4月12日から 令和4年6月11日(2か月)
トッパン・フォームズ(株) 岐阜営業所	岐阜市橋本町2-20	令和4年4月12日から 令和4年8月11日(4か月)
小林クリエイト(株) 名古屋第二営業部	名古屋市中区 錦1-17-13	令和4年4月12日から 令和4年8月11日(4か月)

■概要

日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札において、独占禁止法に違反する行為があったとして、令和4年3月3日にナカバヤシ(株)、トッパン・フォームズ(株)、小林クリエイト(株)に対し、公正取引委員会は排除措置命令、課徴金納付命令を行った。

このことは、中津川市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱第2条に定める別表2-4(独占禁止法違反)に該当するため、競争入札参加資格停止措置を行う。

なお、課徴金減免制度適用事業者として公表されたナカバヤシ(株)には、短縮した措置期間を適用する。

■根拠

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2第4号

排除措置要件	資格停止期間
本市の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負等の契約相手方として不相当であると認められるとき。 ただし、特に悪質であると認められるときは、当該区域外においても同様とする。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内

お問い合わせ先

総務部 資産経営課 契約管財係 担当者：小川
電話：0573-66-1111(内線463)